

新 旧 対 照 表

改正後	現行
社援発 0121 第 10 号 令和 8 年 1 月 21 日 <u>第 1 次 改 正</u> <u>社援発〇〇第〇号</u> <u>令和●年●月●日</u> 介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について 一～三 （略） 四 厚生労働省による文書等の確認について ① （略） ② 確認依頼書類の送付期限 ①の確認依頼書類の送付期限は、受験した年の 4 月末日までとする。（締切当日消印有効） なお、対象者本人の在留期限が迫っているなど、地方出入国在留管理局に速やかに<u>在留諸申請</u>を行う必要がある場合には、上記送付期限を待たずして直ちに送付すること。 本確認依頼に係る詳細な内容及び送付先については、厚生労働省のホームページを参照されたい。 五 厚生労働省による確認後の手続について 厚生労働省による確認の結果、三に規定する条件等を満たす	社援発 0121 第 10 号 令和 8 年 1 月 21 日 介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について 一～三 （略） 四 厚生労働省による文書等の確認について ① （略） ② 確認依頼書類の送付期限 ①の確認依頼書類の送付期限は、受験した年の 4 月末日までとする。（締切当日消印有効） なお、対象者本人の在留期限が迫っているなど、地方出入国在留管理局に速やかに<u>在留期間更新申請</u>を行う必要がある場合には、上記送付期限を待たずして直ちに送付すること。 本確認依頼に係る詳細な内容及び送付先については、厚生労働省のホームページを参照されたい。 五 厚生労働省による確認後の手続について 厚生労働省による確認の結果、三に規定する条件等を満たす

ものと厚生労働省社会・援護局長が認める場合には、「パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書（別紙様式3）（以下「結果確認通知書（別紙様式3）」という。）」を発行するため、発行された「結果確認通知書（別紙様式3）」及び出入国在留管理庁が示すその他必要書類を添付の上、地方出入国在留管理局に<u>在留諸申請</u>を行うこと。 なお、<u>在留期間更新等許可</u>の最終的な決定は、地方出入国在留管理局が行うため、当該「結果確認通知書（別紙様式3）」が発行されたことをもって<u>在留期間の更新等許可</u>を保証するものではない。 別紙様式1 （略） 別紙様式2 （略） （別紙様式3） 社援発〇〇第〇号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇殿 厚生労働省社会・援護局長 パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書 下記の者については、「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留	ものと厚生労働省社会・援護局長が認める場合には、「パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書（別紙様式3）（以下「結果確認通知書（別紙様式3）」という。）」を発行するため、発行された「結果確認通知書（別紙様式3）」及び出入国在留管理庁が示すその他必要書類を添付の上、地方出入国在留管理局に<u>在留期間更新許可申請</u>を行うこと。 なお、<u>在留期間更新許可</u>の最終的な決定は、地方出入国在留管理局が行うため、当該「結果確認通知書（別紙様式3）」が発行されたことをもって<u>在留期間の更新許可</u>を保証するものではない。 別紙様式1 （略） 別紙様式2 （略） （別紙様式3） 社援発〇〇第〇号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇殿 厚生労働省社会・援護局長 パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書 下記の者については、「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留
--	---

資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」(社援発 0121 第 10 号令和 8 年 1 月 21 日)の要件を満たしていることを確認したため通知する。

記

氏 名 ○○○○○
生 年 月 日 (西暦) 年○○月○○日
国 籍 等 ○○○○○
在留カードの番号 ●●●●●●

注意：本通知書は地方出入国在留管理局における在留諸申請に使用するものであり、それ以外の用途には使用できない。

注意：本通知書の有効期限は、上記発行日より 1 年間である。

資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」(社援発 0121 第 10 号令和 8 年 1 月 21 日)の要件を満たしていることを確認したため通知する。

記

氏 名 ○○○○○
生 年 月 日 (西暦) 年○○月○○日
国 籍 等 ○○○○○
在留カードの番号 ●●●●●●

注意：本通知書は地方出入国在留管理局における在留期間更新許可申請に使用するものであり、それ以外の用途には使用できない。

注意：本通知書の有効期限は、上記発行日より 1 年間である。